

陳 情 番 号	陳情第10号
件 名	岐阜市生活者支援事業に関する陳情
受付年月日	令和8年6月1日
回付委員会	総務委員会
<p>(陳 情 要 旨)</p> <p>先日、岐阜市から自治体マイナポイントによる生活者支援事業に係る申請案内書類が郵送されてきたが、内容が理解できないため担当課へ問合せを行ったところ、当該申請にはマイナンバーカードが必須であるとの説明を受けた。</p> <p>自分はマイナンバーカードを取得していない旨を伝えると、今から取得するよう勧められたことから、マイナンバーカードの取得は任意ではないかと確認したところ、任意であるが、今回の生活者支援事業においては保有していなければ給付を受けられないとの回答であった。</p> <p>まるで鼻先に人参をぶら下げられた馬のような状況である。</p> <p>全国にはマイナンバーカードの未取得者が何十万人も存在しているようである。そのような中、隣市である山県市においては、基準日時点で住民登録のある全市民に一律4,000円の食料品等物価高騰支援給付金が給付される。</p> <p>岐阜市においては、なぜマイナンバーカード未取得の市民が支援対象から除外されるのか。当該事業は不平等な給付制度であり、理不尽な取扱いは到底納得することができない。</p> <p>よって、岐阜市の生活者支援事業の見直しを求める。</p>	
結 果	令和8年6月25日 内容を了知する。